

令和6年5月22日  
北九州市財政・変革局

報道機関各位

## 個人市県民税の定額減税の実施について

令和6年度税制改正による、個人市県民税の特別税額控除（定額減税）を下記のとおり実施します。

### 1 対象者

令和6年度の個人市県民税に係る合計所得金額が1,805万円以下の納税者  
※ 令和6年度の個人市県民税が非課税の人、均等割・森林環境税（国税）だけ課税の人は対象外

### 2 減税額

本人、控除対象配偶者と扶養親族1人につき、1万円

※所得税の定額減税（1人につき、3万円）については、国税庁（税務署）にて対応します。

### 3 申請について

減税額については、北九州市が確定申告書、市県民税申告書などの課税資料を基に算出しますので、減税を受けるために申請は必要ありません。

### 4 定額減税額の確認方法（別紙参照）

減税額は各種通知書で確認できます。

（「市県民税減税控除済額\*\*\*円、控除外額\*\*\*円」と記載。）

#### （1）給与からの特別徴収（給与天引きの人）の場合

5月末までに勤務先を通じて配布される税額決定通知書の「摘要欄」に記載。

#### （2）普通徴収（納付書や口座振替などの人）又は公的年金からの特別徴収（年金天引きの人）の場合

6月3日以降に送付する納税通知書の2ページ表面、「市民税・県民税・森林環境税課税明細書」に記載。

※減税額の記載のイメージ、定額減税後の個人市県民税徴収方法は別紙のとおり。

### 5 控除しきれない額について（調整給付）

個人市県民税において控除しきれなかった定額減税額（控除外額）は、所得税分の控除しきれない額と合算し、1万円単位で切り上げた額を支給します。

給付対象者には、給付額が決定次第、通知文書を送付します。

（7月中旬以降を予定）

【問合せ先】 財政・変革局税務部課税第一課  
担当：（課長）金子・（係長）渡辺  
電話：093-582-2033

納税通知書・税額通知書への記載方法

・納税通知書イメージ

年度 市民税・県民税・森林環境税課税明細書	
(単位:円) 氏名	
収入 給与 公的年金収入	所得 控除 額
所得 控除 額	課 税 標 準
所得 割 合 計 額	市 民 税 県 民 税
所得 割 合 計 額	合 計 年 税 額
差引所得割額	減免・免除額
均等割額	納付額
森林環境税額	所得割より控除しきれなかつた配当割及び譲渡割の控除額
	市県民税減税控除済額 222,222円、控除外額 22,222円
	控 老 扶 養 親 族 該 当 区 分 本 人 該 当 区 分
	配 配 定 老 人 16 歳 未 満 其 他 障 障 障 未 成 年 者 特 他 障 障 寡 婦 勤 労 学 生

(納付者保管)

・税額決定通知書イメージ

令和6年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 税額決定通知書	
受給者番号 7478181	氏名 滝本 浩太郎
給与収入 449,284円	所得控除合計 430,000円
所得割 99,999円	控除外額 99,999円
<b>(摘要) 市県民税減税控除済額 999,999円 控除外額 99,999円</b>	
地産保険料 430,000円	所得控除合計 430,000円
<b>(摘要) 市県民税減税控除済額 999,999円 控除外額 99,999円</b>	

納税通知書については、2頁の課税明細書、税額決定通知書については、摘要欄に「市県民税減税控除済額 〇〇,〇〇〇円、控除外額 〇〇,〇〇〇円」と記載されます。(控除しきれた場合は「控除外額」以降の記載はありません。)

定額減税後の個人市県民税徴収方法について

徴収方法（令和6年度分）

（定額減税の対象となる方）

① 給与所得に係る特別徴収  
（給与所得者の方）

- 令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均されます。



② 普通徴収  
（事業所得者等の方）

- 定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分（令和6年6月分）の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分（令和6年8月分）以降の税額から、順次控除されます。



③ 公的年金等に係る所得に係る特別徴収（年金所得者の方）

- 定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。

